

住民基本台帳ネットワークシステムの稼働中止を求める意見書

政府は昨年 8 月、延期や凍結などを求める住民や自治体の声を無視して「住民基本台帳ネットワークシステム」を稼働させた。住基ネットは 1999 年の住民基本台帳法「改正」で導入が決まったものであるが、審議の中でプライバシーの侵害の危険性が問題になり、小淵首相（当時）が「個人情報保護整備が実施の前提」と答弁し、法案に「所要の措置を講ずる」と修正が加えられてようやく賛成多数で成立したものである。個人情報保護の法制度が完備されないうちに住基ネットを稼働させた政府の約束違反は厳しく批判されなくてはならない。

同時に指摘しなければならないのは、個人情報保護法が制定されればそれでよいかということ、そうではないということである。どんなコンピュータのネットワークシステムでも、絶対に情報が漏れないシステムは理論的にありえない。どんなものであっても、入っていく方法はある、必ず個人情報の漏えいということが起こりうる。

また、国民に 11 ケタの背番号をふるということについての国民的合意はない。1 つの権力による管理社会がつけられるのではないかという不安がある。

現在、東京の自治体では、中野区、杉並区、国分寺市、国立市が住基ネットから離脱している。また、そうでない自治体でも情報漏えいなどの緊急時に一時切断するための条例整備などが広がっている。こうした努力を自治体がせざるを得なくなったのも、国民の世論や不安を無視して政府が住基ネットを強引に稼働させたからにほかならない。

よって、本市議会は、政府に対し、住基ネットを今からでも稼働中止することを強く求めるものである。

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 15 年 3 月 20 日

三鷹市議会議長 吉野博明